

北塩原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

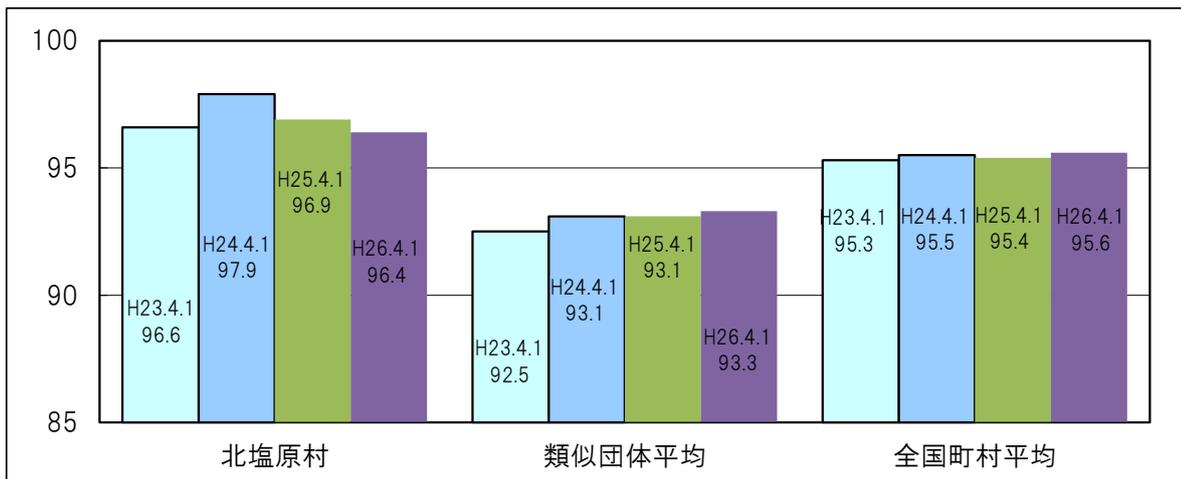
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 3,121	千円 3,108,765	千円 263,813	千円 503,887	% 16.2	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	賞 与 B		
25年度	人 58	千円 194,750	千円 27,371	千円 68,514	千円 290,615	千円 5,011	千円 5,334

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の普通会計部門に属する人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.54%引下げ。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）。

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北塩原村	39.3 歳	291,900 円	318,273 円	368,808 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
北塩原村	59.0 歳	1 人	304,700 円	304,700 円	308,950 円	—	—	—	—
うち労務員	59.0 歳	1 人	304,700 円	304,700 円	308,950 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.53
福島県	53.4 歳	283 人	369,700 円	414,461 円	389,429 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.3 歳	3 人	268,323 円	294,171 円	283,287 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
北塩原村	—	—	—
うち労務員	4,828,409 円	2,747,000 円	1.76

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		北塩原村	福島県	国
一般行政職	大学 卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校 卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校 卒	135,300 円	144,500 円	— 円
	中学 卒	127,500 円	136,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

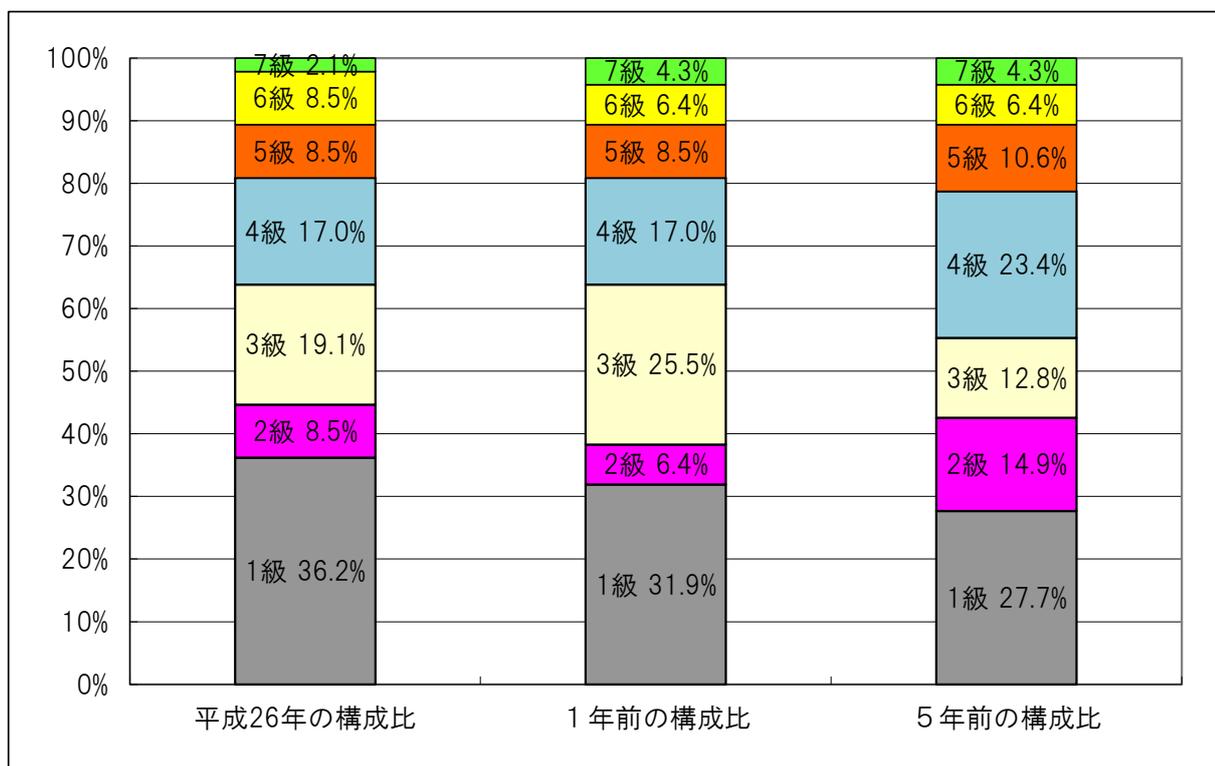
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学 卒	267,600 円	320,600 円	348,500 円
	高校 卒	247,700 円	0 円	315,100 円
技能労務職	高校 卒	— 円	— 円	— 円
	中学 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	17人	36.2%	137,900円	247,900円
2級	副主査、副技査	4人	8.5%	188,900円	313,700円
3級	班長、主査、技査	9人	19.1%	226,700円	361,500円
4級	班長、主任主査	8人	17.0%	266,400円	396,000円
5級	課長、会計管理者、室長、主幹	4人	8.5%	294,300円	410,900円
6級	課長、事務局長	4人	8.5%	326,200円	438,400円
7級	参事	1人	2.1%	372,300円	464,700円

(注) 1 北塩原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

職員の給与に関する条例第5条第3項及び第4項、初任給、昇給及び昇給等の基準に関する規則第30条及び第31条に基づき、毎年1月1日の昇給にあわせて全職員に対しての証明を得て実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北 塩 原 村	福 島 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,228 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,639 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—) 月分 (—) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.40) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

実施していない。（一律支給）

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

北 塩 原 村				国							
(支給率)		自己都合		勤続・定年		(支給率)		自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	36.570 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.440 月分	52.440 月分	勤続35年	43.70 月分	52.440 月分	勤続35年	43.70 月分	52.440 月分	52.440 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	52.440 月分	最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	最高限度額	52.44 月分	52.440 月分	52.440 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~45%加算）							
1人当たり平均支給額		13,068 千円	22,615 千円	1人当たり平均支給額		13,068 千円	22,615 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	6,146 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	98 千円
支給実績（24年度決算）	7,233 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	117 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者等13,000円等	同		5,447 千円	87,855 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額 9,500円を超える家賃を支払っている 者に限る)等に支給 (支給額) 上限27,000円	異	職員公舎に居住 する職員は一律 15,000円支給	1,731 千円	27,919 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその 運賃等を負担し、又は自動車等交通 用具を使用することを常例とする職員 等に支給 (支給額) 交通機関利用：6箇月定期券等の価額 による一定額 交通用具使用：通勤距離に応じた額 (上限50,400円)	異	(交通機関利用 者) 運賃相当額が 58,000円を超え た場合、その超 えた額の2分の1 を加算	4,378 千円	70,613 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち 規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定 額)	異	課長等の職にあ る職員に対し て、38,000円、 26,000円を支給	5,310 千円	85,645 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支 給 (支給額) 勤務1回につき4,300円	異	勤務1回につき 4,300円	520 千円	8,387 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの 各月の初日)において、支給対象地域 に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の 世帯等の区分に応じた額	同		3,236 千円	52,194 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	村 長	703,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 230,400 円
	副 村 長	563,000 円 (— 円)	705,000 円 / 385,000 円
報 酬	議 長	261,000 円 (— 円)	395,000 円 / 140,000 円
	副 議 長	211,000 円 (— 円)	310,000 円 / 115,000 円
	議 員	190,000 円 (— 円)	290,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合)	
	副 村 長	2.90 月分	
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	2.90 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×0.48	(1期の手当額) 16,197,120 円 (支給時期) 任期ごと
	副 村 長	給料月額×在職年数×0.29	7,836,960 円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

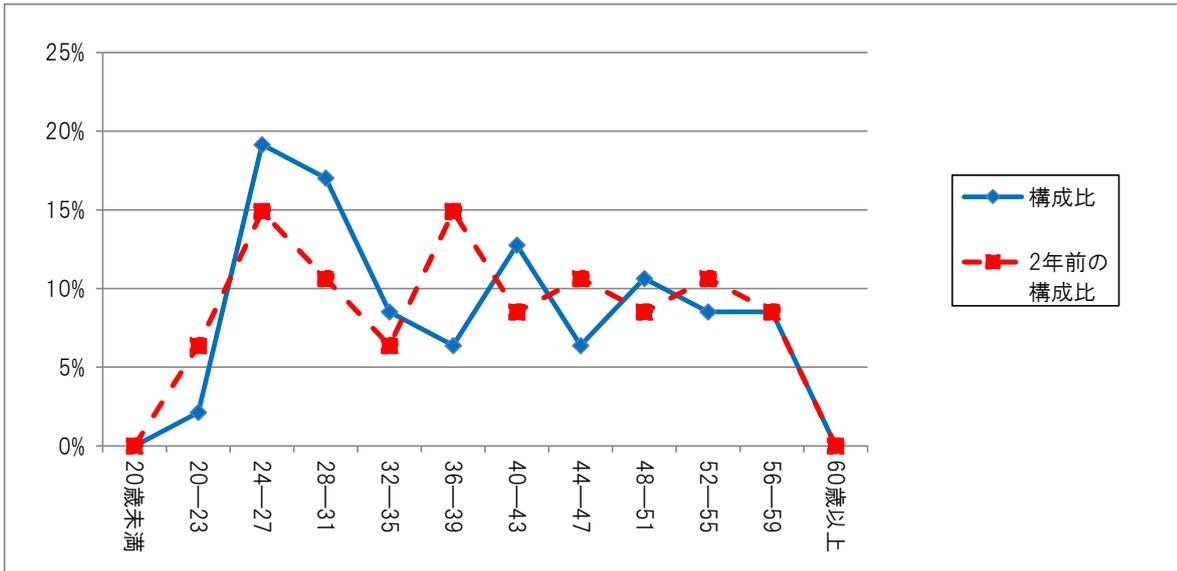
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	一組派遣による減 人事異動による増
		総務企画	16	17	▲1	
		税務	6	5	1	
		民生	3	3	0	
		衛生	2	2	0	
労働		0	0	0	勤務条件の改善による増	
農林水産		6	5	1		
商工		5	5	0		
土木		4	4	0		
		計	44	43	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 181.76 人
	教育部門	14	14	0	文化財保護担当での増	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	58	57	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 185.84 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 218.36 人	
公 営 企 業 等	水 道 下 水 道 国 保 介 護	水道	1	1	0	
		下水道	1	1	0	
		国保	1	1	0	
		介護	2	2	0	
	小 計	5	5	0		
合 計		63 [64]	62 [64]	1 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 201.86 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	9人	8人	4人	3人	6人	3人	5人	4人	4人	0人	47人

(注) 3(1) 一般行政職の職員数を年齢別に分けたものである。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	46	45	46	44	43	44	▲ 0.8 (▲1.79%)
教 育	13	13	13	13	14	14	0.8 (6.06%)
消 防							
普通会計	59	58	59	57	57	58	0.0 (0.00%)
公営企業会計	4	5	5	5	5	5	0.2 (4.17%)
総合計	63	63	64	62	62	63	0.2 (0.32%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数